

# 「道の駅那須高原友愛の森」施設の貸出しについて

2017.4.1

那須町 観光商工課

## 1 貸し出し可能な施設

- ア 定住センター工芸館研修室、和室
- イ 自然観光館展示棟・石舞台
- ウ 長屋門スペース
- エ アグリ情報館

## 2 貸し出し施設での展示・販売について

- (1) 展示・販売は、友愛の森管理条例の目的に沿ったものとします。(町内の文化振興や、地場産品等の地産地消)
  - ア 那須ブランド認定品又は町内で生産又は製造された物品、加工品
  - イ 町内団体による陶芸等の工芸品
- (2) 展示・販売ができる施設は、展示棟、長屋門、アグリ情報館です。駐車場や空地の使用は休憩スペースや安全確保のため、許可していません。
- (3) 貸し出し期間は、一団体あたり月2日以内、年間で5日以内とします。
  - ※期間の例外：地域の文化振興のため、那須町工芸振興会及び那須高原作家協会会員、町内の手作り工芸団体を除きます。
  - ※町内の手作り工芸団体とは、構成員の8割以上が那須町民である団体とします。
- (4) 単なる営業行為の場合は、法人、個人とも許可していません。
- (5) 展示のみの場合はご相談ください。

## 3 イベントでの使用について

- (1) イベントでの使用は、友愛の森管理条例の目的に沿ったものとします。(町内の文化振興や、地場産品等の地産地消)
- (2) 同一団体による使用期間は月2日以内で、年間5日以内とします。
  - ※(2)ア・ウの団体を除く
- (3) イベントを開催できる団体は次のとおりです。
  - 下記のア～コに掲げる団体が行う事業
  - ア 国、県、那須町または町が加盟する団体
  - イ 那須未来株式会社
  - ウ 那須町工芸振興会、那須高原作家協会ほか町内の手づくり工芸団体
  - エ 那須町観光協会及び同会が参画している団体
  - オ 那須町商工会及び同会が参画している団体
  - カ 那須野農業協同組合及び同組合が参画している団体
  - キ 那須町森林組合及び同組合が参画している団体
  - ク 那須町社会福祉協議会
  - ケ アからクが後援する事業
  - コ フリーマーケット等による那須町社会福祉協議会へのチャリティ事業
- (4) 町内団体を優先します。

(5) 展示販売を伴うイベントにおける商品は次のア、イを主体として、以下ウ～オに該当するものとします。

ア 那須ブランド認定品又は町内で生産又は製造された物品、加工品

イ 町内団体による陶芸等の工芸品

ウ 町が参画する定住自立圏内市町村で生産又は加工された商品

※定住自立圏域市町村 大田原市、那須塩原市、那珂川町などの県北市町

エ 町が友好都市協定を締結した市町村で生産又は加工された商品

※茨城県大洗町

オ 栃木県道の駅連絡会が企画した商品又は推奨商品

(6) 観光ハイシーズンの混雑期においては、イベント実施を許可しない場合があります。

#### 4 使用申込み方法

申し込みは、申請者が観光交流センターへ来所のうえ、所定の申請用紙により申し込んでください。

#### 5 申請受付

(1) 使用の許可は、原則として申請書を受理した順位によって行います。ただし、使用希望日の3ヶ月前までは同一順位とし、日時が競合する場合は、協議又は抽選により決定します。

(2) 町外者の受付は、使用1ヶ月前の日以降に受付します。

(3) 公共的団体によるイベント開催時は、他の申請者からの受付は行いません。

#### 6 使用時の遵守事項

(1) 許可時間内において、準備、設営及び後片付け清掃等の全てを行ってください。

(2) 申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに届出、変更の許可を受けてください。

(3) 看板の掲示は、担当者の指示に従ってください。

(4) 音響等の使用は音楽イベントのみとします。

(5) スタッフの駐車箇所については、事前に指示を受けてください。

(6) イベントにおける食品の販売については、県北健康福祉センターへ届出し、写しを事業実施前に1部提出してください。

(7) 公の秩序及び風紀を乱さないようにしてください。

#### 7 使用料金について

施設区分		使用時間区分	基本使用料		
			午前8時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
ふるさと物産センター		町長が別に定める額			
定住センター 工芸館	研修室・和室	1,500円	1,500円	2,000円	
	特産品生産施設	販売額の15パーセント以内			
自然観光館	展示室	2,500円	2,500円	3,000円	
	石舞台	1,500円	1,500円	3,000円	
	展示棟	1,500円	1,500円	3,000円	
	休憩所・販売施設	町長が別に定める額			
長屋門		2,500円	2,500円	3,000円	
農産物直売所		町長が別に定める額			
観光交流センター		2,500円	2,500円	3,000円	
アグリ情報館	展示交流ホール	2,500円	2,500円	3,000円	
その他の付帯施設		町長が別に定める額			

展示販売やイベントを行う場合の施設（ふるさと物産センター、特産品生産施設、休憩所・販売施設、農産物直売所を除きます。）の使用料は、販売額の15パーセント以内または基本使用料の2倍のいずれか高い額とします。